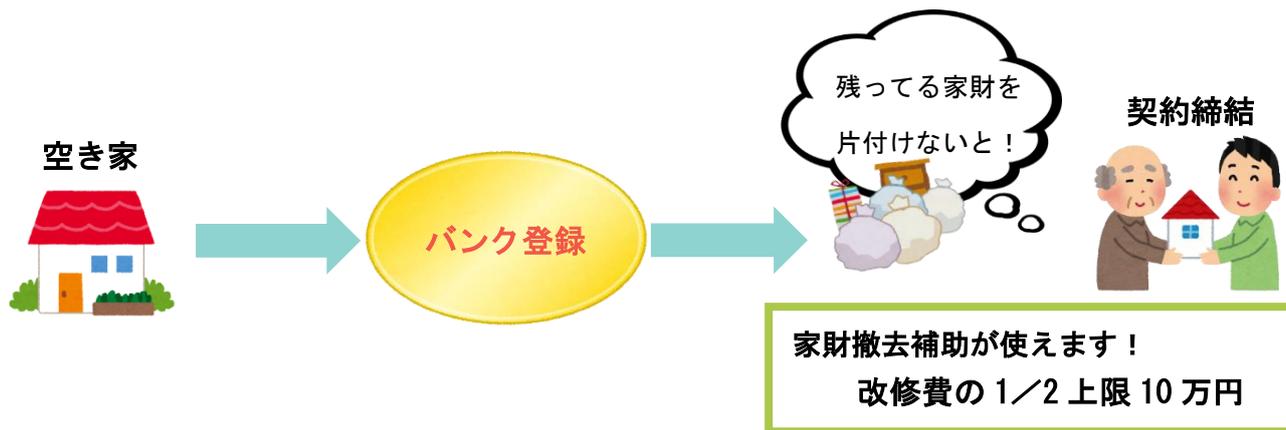


# 氷川町空き家バンク促進補助金（家財撤去補助）



- ① 空き家バンクに登録
- ② 利用希望者と賃貸借契約又は売買契約を締結
- ③ 補助金申請（契約締結後半年以内に申請を行い、見積書などの添付が必要です）
- ④ 補助金決定通知
- ⑤ 家財撤去実施
- ⑥ 事業完了報告を提出（完了箇所の写真や支払が完了した領収書などの添付が必要です）
- ⑦ 補助金確定通知→補助金のお支払い

## ☑補助金申請の前にご確認ください☑

- ☐ 契約締結後に行う家財撤去が対象となります
- ☐ 家財撤去は業者が行うものに限る、個人が行う場合のレンタカー代、燃料費、処分料などは対象となりません
- ☐ 売買契約で所有者が変わった場合でも、空き家をバンクに登録した元の所有者が申請者となります

## 2 空き家家財撤去費補助

概要	空き家に残された家財道具の撤去に対する補助金
対象者	売買契約又は賃貸借契約を締結し、新たに居住（生活の拠点を移し住民登録を行う）する者を迎えることとなった空き家の所有者
補助率上限	対象経費の50% 上限10万円
対象外	・過去にこの補助金を利用した物件 ・過去にこの補助金を利用した者（同一世帯の者を含む） ・3親等以内の親族との契約 ・補助対象者に滞納がある
申請	申請書（滞納状況について確認することに同意）、誓約書、事業費の内訳が確認できる見積書の写し、現状を確認できる写真、契約書の写し
実績報告	事業完了報告書、事業費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し、現状を確認できる写真、請求書
その他	・処分業者を利用した実費額を対象経費とする ・契約締結の日から半年以内に申請しなければならない